



長野県報

4月20日(木)
平成29年
(2017年)
第2868号

目 次

告 示

土地収用法に基づく事業の認定（地域振興課）	1
地方自治法施行令に基づく徴収の事務の委託（障がい者支援課）	2
公共測量の終了（5件）（建設政策課）	2
長野県収入証紙売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出（会計課）	3
地方自治法に基づく包括外部監査契約の締結（監査委員事務局）	3

公 告

調理師試験の実施（食品・生活衛生課）	3
製菓衛生師試験の実施（食品・生活衛生課）	4
毒物劇物取扱者試験の実施（薬事管理課）	4
土地改良区の管理規程の変更の認可（農地整備課）	5
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	5
土地改良区役員の就退任の届出（4件）（農地整備課）	5
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	6

訓 令

長野県法規審査委員会規程の一部改正（情報公開・法務課）	6
-----------------------------	---

告 示

長野県告示第234号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成29年4月20日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称

須坂市

2 事業の種類

（新）須坂市学校給食センター建設事業

3 起業地

（1）収用の部分

長野県須坂市大字柄倉字下河原地内

（2）使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

（1）法第20条第1号要件（収用適格事業）

（新）須坂市学校給食センター建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が直接その事業の用に供する施設に関する事業に該当することから、本

件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

（2）法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

起業者である須坂市は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

（3）法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

須坂市は、昭和51年に建設された学校給食センターにより市内全学校の学校給食の提供を行っている。施設建設後40年以上が経過し、老朽化が著しく、学校給食衛生管理基準及び耐震基準に合致しない、維持修繕費が膨大になる等の課題を抱えている。しかし、現在の学校給食センターの敷地は狭隘であり、稼働しながら現地での改築・改修が困難である。

本件事業は、これらの課題を解消するために、適正な規模の土地を確保して、学校給食センターを移転新築するものである。

本件事業の施行により、学校給食衛生管理基準及び耐震基準に合致した施設が整備され、より安全な学校給食の安定供給が可能となる。また、維持修繕費の抑制に繋がる。さらに、アレルギー食への対応、米飯用食器の提供等が可能となることに加え、見学回廊を設ける等見学に配慮した施設として、食育の推進を図ることができる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による埋蔵文化財包蔵地に指定されていない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）による保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、各学校への配達の利便性等、社会的、技術的、経済的観点から選定された2つの候補地を総合的に検討した結果、適切であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、現在の学校給食センターは老朽化が著しく、学校給食衛生管理基準に合致しない等の問題を抱えている。さらに安心かつ安全な学校給食の安定供給を図るために、本件事業は早期の施行が必要であると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

須坂市役所学校教育課

地域振興課

長野県告示第235号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、長野県立総合リハビリテーションセンターの診療費及び施設入所負担金の徴収の事務を次のとおり委託しました。

平成29年4月20日

長野県知事 阿部 守一

1 受託者住所

東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

2 受託者氏名

株式会社ニチイ学館

3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

障がい者支援課

長野県告示第236号

松川村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年4月20日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 数値撮影（デジタル）数値情報レベル1000

2 作業期間

平成28年9月15日から平成29年3月10日まで

3 作業地域

北安曇郡松川村

建設政策課

長野県告示第237号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年4月20日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（松本市基本図修正）

地図情報レベル2,500数値地形図データ整備

2 作業期間

平成28年5月24日から平成29年3月17日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第238号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年4月20日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（松本市基本図作成）

地形情報レベル10,000数値地形図データ整備

2 作業期間

平成28年11月16日から平成29年3月24日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第239号

長野地方法務局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年4月20日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（不動産登記法第14条第1項に基づく地図作成に係る基準点測量）

2 作業期間

平成28年12月15日から平成29年3月21日まで

3 作業地域

長野市

建設政策課

長野県告示第240号

松川村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年4月20日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量

地形図修正 地図情報レベル2500

地形図修正 地図情報レベル10000

2 作業期間

平成28年10月12日から平成29年3月10日まで

3 作業地域

北安曇郡松川村

建設政策課

長野県告示第241号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成29年4月10日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

平成29年4月20日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	一般社団法人長野県建築士会 長野支部	長野市大字南長野 南県町686-1 長野建設事務所建築課内	長野市大字南長野 南県町686-1 長野建設事務所建築課内 一般社団法人長野県建築士会 長野支部
旧	一般社団法人長野県建築士会 長野支部	長野市緑町1605-14 長野ダイヤモンドビル1F	長野市緑町1605-14 長野ダイヤモンドビル1F 一般社団法人長野県建築士会 長野支部

会計課

長野県告示第242号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結しましたので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年4月20日

長野県知事 阿部 守一

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成29年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

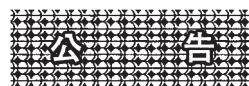
(1) 氏名 山中 崇

(2) 住所 長野県安曇野市豊科光1958番地21

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に精算払。ただし、必要に応じ概算払を行う。

監査委員事務局

**公告**

調理師試験を次のとおり行います。

平成29年4月20日

長野県知事 阿部 守一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成29年9月6日（水）午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健福祉事務所（保健所）の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

公衆衛生学 食品学 栄養学 食品衛生学 調理理論 食文化概論

3 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条、調理師法（昭和33年法律第147号）附則第3項又は調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項に規定する者で、同規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 調理師試験受験願書（所定の用紙を用いてください。）

イ 履歴書